

愛媛県立大洲高等学校における部活動に係る活動方針

子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて作成された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づき、本校の部活動の在り方に関する方針を以下のように定め、ホームページに公開して周知を図る。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動の運営は複数の顧問が業務を分担して、負担を軽減するとともに生徒が十分に活動できる体制を整える。あわせて、部活動指導員や外部指導者を活用するなど地域連携を拡充し、地域展開へ向けた基盤づくりを目指す。
- (2) 各部活動顧問は、効果的で効率的な活動をおこなうため、適切な目標を設定するとともに年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、必要に応じて活動実績を報告する。
- (3) 管理職は、各部活動の実態を把握し、生徒および指導者の活動が安全に適正な内容で実施されていることを確認し、適宜、指導・是正をおこなう。

2 適切な指導及び安全・安心の確保

- (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶へ向けて、指導者・生徒・保護者が部活動の目的や内容について共通理解のもとに、日頃から情報交換を密におこなうなど、開かれた環境づくりに努める。
- (2) スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点を踏まえ、過度な練習等の防止、効果的・効率的な活動の導入等を推進する。
- (3) 部活動の運営について、指導者は様々な機会を活用して研修に努め、様々なトラブルの未然防止を徹底する。事案発生の場合は、早急に情報を共有し、学校組織全体で迅速な対応ができる体制を整える。正確な事実の確認と丁寧な対応に努め、再発防止を図る。

3 適切な活動時間・休養日等の設定

- (1) 年間平均で、週当たり2日以上休養日を設ける。
※ 平日の休養日を1日、休日の休養日を1日設けることを原則とし、大会や練習試合等への参加、定期考査期間、長期休業期間やオフシーズンなどを考慮して、年間の活動計画の中で適切に休養日が確保できるようにする。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効果的・効果的な活動を行うこと。（練習試合等、特別な場合は除く。）
- (3) 平日の活動時間は19時まで、19時15分完全下校とする。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- (1) 性別や障害の有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備に努める。
- (2) 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであるが、1年生については部活動への参加を促す観点から、いずれかの部活動に所属することを原則とする。